

来年4月1日(土)から、指定管理者制度を導入します

市民会館・総合福祉センター・総合体育館・自転車駐車場など、公の施設の管理について、平成十五年に地方自治法が改正され、委託先を市の出資法人等に限定していた管理委託制度が廃止されました。そして、新たに指定管理者制度が創設されました。このため、管理委託制度を導入している二十八の施設は、来年四月一日(土)から指定管理者制度に移行します。

市では、同制度への移行にあたり、これまでと同様なサービスを確保し、市民の皆さんが安心

心して施設を利用できるよう取り組んでいきます。

指定管理者制度について、詳しくは市のホームページをご覧ください。

<http://www.city.kawagoesaitama.jp/>

問い合わせ：行政管理課行政管理担当・TEL内線2152

●指定管理者を募集します

市内に七か所ある自転車駐車場および市内に二か所ある老人デイサービスセンターの、指定管理者を募集します。応募資格など、詳しくは総合交通政策課または介護保険課にお尋ねください。

さい。

募集要項の配布期間：8月1日(月)～12日(金)、午前8時30分～午後5時(土・日曜日を除く)

募集する施設：川越駅東口自転車駐車場・川越駅西口第一自転車駐車場・川越駅西口第二自転車駐車場・本川越駅前自転車駐車場・的場駅前自転車駐車場・南大塚駅南口自転車駐車場・新河岸駅自転車駐車場・川越市霞ヶ関東老人デイサービスセンター・川越市連雀町老人デイサービスセンター

募集要項の配布先：自転車駐車場Ⅱ総合交通政策課(本庁舎五階)▼老人デイサービスセンターⅡ介護保険課(本庁舎一階)

申し込み：8月25日(木)～31日(水)、午前8時30分～午後5時

に総合交通政策課または介護保険課(土・日曜日を除く)

問い合わせ：自転車駐車場Ⅱ総合交通政策課交通対策係・TEL内線3263▼老人デイサービスセンターⅡ介護保険課管理給付係・TEL内線2561

児童扶養手当・特別児童扶養手当現況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養

手当の受給者は、八月中旬に現況届を提出してください。現況届は、引き続き手当を受ける資格があるかを審査するために必要です。提出がないと手当が支給できません。該当する方には八月上旬までに通知します。

受付期間：8月11日(木)～31日

(水)、午前8時30分～午後5時

(土・日曜日を除く。15日(月)

～19日(金)は午後6時まで)

*特別児童扶養手当の受付期間は、八月二十五日(木)までです。

●児童扶養手当とは

母子家庭や、父に一定の障害がある児童の母または養育者に支給する手当です。次のいずれかに該当する児童が十八歳になる年の年度末まで(障害がある場合は二十歳未満)、養育している方が受けられます。

- ①父母が離婚した児童
- ②父が死亡した児童
- ③父に一定の障害がある児童
- ④父に一年以上遺棄されている児童
- ⑤その他の理由で父と同一生計

にない児童

公的年金を受給できる場合や、児童福祉施設(母子生活支援施設は除く)に入所している場合は、手当を受けられません。

●特別児童扶養手当とは

次のいずれかに該当する二十歳未満の児童を家庭で養育している方に支給されます。

- ①精神に障害があり、一人ではまったく生活できない、または著しく制限される児童
- ②身体に障害があり、おおむね身体障害者手帳一級～三級程

度の児童

児童が障害による公的年金を受けられる場合や、児童福祉施設(母子生活支援施設や通所施設は除く)に入所している場合は、手当を受けられません。

*どちらの手当にも、所得制限があります。手当が受けられるのは、受給者(児童の保護者等)および同居する扶養義務者の前年の所得が、それぞれ一定額未満の場合です。

問い合わせ：こども家庭課児童福祉係・TEL内線2587

～ひとくち情報～ ミニ・インフォメーション ～ひとくち情報～

●児童手当のお知らせ こども家庭課児童福祉係・TEL内線2587

児童手当は、小学3年生までの児童を養育している方に、申請の翌月分から支給されます(所得制限あり)。詳しくは、お尋ねください。

●最低工賃の改定について 商工振興課労政係・TEL内線2724

埼玉県靴製造業に係る製甲・底付け業務に従事する家内労働者の最低工賃が改定されました。詳しくは、埼玉県労働局賃金室(Tel048-600-6205)にお尋ねください。

●放送大学学生募集(平成17年度第2学期) 放送大学埼玉学習センター・TEL048-650-2611

出願受付期間は、8月31日(水)まで。申し込み方法等、詳しくはお尋ねください。

●パートタイム労働ガイダンス&相談会(財)21世紀職業財団埼玉事務所・TEL048-824-7001

労働関係の法律・保険・税金の基礎的な話と相談。8月9日(火)、午後1時30分～3時30分。ハローワーク川越。無料。当日直接会場。

●埼玉県職員採用初級試験等の日程 埼玉県人事委員会事務局採用試験担当・TEL048-822-8181

受付期間は8月15日(月)～26日(金)。第1次試験は9月25日(日)。受験資格等、詳しくはお尋ねください。

市民大学・ふるさとカレッジ

あつまれ！ 男のWA(わ)!! 北公民館・TEL222-1400

中高年の男性が集い、活動の場を作ることを中心に、楽しくいろいろなことを学びます。

9月10日(土)	人間関係について考える
9月24日(土)	たのしい話 川越のここ、あそこ
10月1日(土)	男たちで活動する「先輩」の体験談をきく
10月8日(土)	挑戦！ 料理人にきくフランスの田舎料理
10月29日(土)	かわごえの「職人」たちを訪ねて
11月5日(土)	葬儀について、墓について
11月19日(土)	さあ！ あるいてみよう ウオーキングを学ぶ
11月26日(土)	ごみひろい体験 川越のごみ問題を実感、考える
12月10日(土)	さいてみる、地域での環境問題へのとりくみ
来年1月7日(土)	小学生を招いて楽しく竹細工を!! (準備)
1月14日(土)	小学生を招いて楽しく竹細工を!!

時間…午前10時～正午ほか 会場…北公民館ほか 対象…市内在住・在勤の中高年男性 定員…25人(抽せん) 経費…2,000円 申し込み…往復ハガキに講座名・住所・氏名・電話番号を明記し、8月20日(土)(必着)までに、〒350-0851氷川町107・北公民館

ライフスタイル設計講座 高階南公民館・TEL245-3581

熟年期を迎える準備はできていますか？ 友人を作りながら、定年退職後のライフスタイルを設計します。

9月24日(土)	家庭・地域中心の生活と生きがいある生活について
10月8日(土)	夫婦で訪れた埼玉の寺社の話
10月22日(土)	年金・保険・税など家計の話
11月12日(土)	生活設計全般について
11月26日(土)	社会見学
12月3日(土)	定年退職後の就労について
12月17日(土)	男の料理講座
来年1月14日(土)	年齢に応じた健康管理について
1月28日(土)	在宅介護支援センターでボランティア入門
2月4日(土)	冬の軽登山体験
2月25日(土)	これからのライフプランを作ろう

講師…明治大学教授・小林 繁さんほか 時間…午後1時～4時30分ほか 会場…高階南公民館ほか 対象…定年退職前後の方(50歳以上) 定員…35人(抽せん) 経費…1,000円(社会見学費別途) 申し込み…往復ハガキに講座名・住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、9月12日(月)(必着)までに、〒350-1143藤原町23-7・高階南公民館

国民健康保険高齢受給者証が変わります

現在使用している国民健康保険高齢受給者証(緑色)は、七月三十一日(日)まで有効です。八月一日(月)からは、新しい高齢受給者証(黄色)に変わります。新しい高齢受給者証は、七月二十六日(火)に発送する予定です。

す。届いた高齢受給者証の記載内容に誤りがある場合は、国保年金課へご連絡ください。現在使用している高齢受給者証は、八月一日(月)以降、国保年金課(本庁舎二階)または出張所・連絡所へ返却してください。

い。なお、高齢受給者証は、世帯主が国民健康保険に加入していても、世帯主あてに送付します。問い合わせ：国保年金課国保資格係・TEL内線2479

「スズメバチの巣」除去費用の一部を補助

市では、市民の皆さんの安全で快適な生活環境の保全を図るため、スズメバチの巣の除去費用の一部を補助しています。スズメバチの巣を駆除業者に

依頼して除去する場合、一万円を限度として補助金が支給されます。巣を除去する前に食品・環境衛生課にご連絡ください。ハチからの被害を防ぐために

は、ハチや巣に刺激を加えないようにしましょう。問い合わせ：食品・環境衛生課環境衛生係・TEL227-5103

ますます便利！ 高速バスのお知らせ

「川越的場」バス停から、
富山・長野方面へ！

八月一日(月)から、関越自動車道「川越的場」バス停から「富山」「長野」「上田」「佐久」「軽井沢」行きの高速バスに乗り乗ることができるようになります。ただし、東京方面への乗車と東京方面からの降車はできません。

「川越的場」バス停には、JR川越線の場駅(徒歩約十分)または西武バス・東武バスウエストの「的場一丁目」バス停をご利用ください。

富山・長野方面へ！
川越駅西口から富山・富土五湖方面への高速バスが、七月二十七日(水)から九月十九日(祝)まで、期間限定で運行されます。

*どちらの路線も、乗車の際は予約が必要です。予約方法・運賃・時刻表など、詳しくは西武バス(株)座席センター・TEL03-



5910-2525にお尋ねください。

問い合わせ：総合交通政策課都市交通政策担当・TEL内線3261